

令和7年5月30日

6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です ～違法マフラーの排除に向けた取り組みを強化～

九州運輸局では6月1日から30日までの1か月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間とし、警察や関係機関と連携した街頭検査の実施、自動車ユーザーへの啓発活動など、不正改造車の排除に向けた取り組みを強化します。

自動車ユーザーの皆様におかれましては、不正改造を行わず、安全に自動車をご使用いただきますようよろしくお願いいたします。

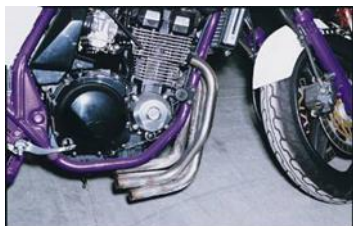
【主な取組事項】

・街頭検査の実施

車体外にはみ出すタイヤの装着や違法マフラーの装着などの不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令するなど、厳正に対処します。



車体からはみ出すホイール



マフラーの切断・不適合品の装着



街頭検査の例

・不正改造車を「作らない」「乗らない」ための啓発活動

不正改造防止の啓発を目的としたポスターの掲示や、街頭検査等でチラシの配布などを行い、積極的に不正改造車の排除を呼びかけます。（別添1）

・不正改造車の情報収集

不正改造車・迷惑黒煙の通報窓口を設置し、寄せられた情報に基づいて不正改造車の使用者に対して、不正改造状態の改善や改修結果の報告を求めます。（別添2）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

・不正改造車排除運動に関すること

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：土田・糀本

TEL：092-472-2537

・街頭検査の実施に関すること

九州運輸局自動車技術安全部技術課 担当：前崎

TEL：092-472-2539



九州運輸局

別添 1

チラシ

ポスター

ちょっと待って! バイクも フルマも 交換用マフラーは

基準適合品を!

「犯罪」
うて知ってる!?

ネットで購入する際は
要注意です

ダメ!ダメ! 違法マフラー

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

詳しくはQRコードを!

国土交通省

あなたの自己満足のために
多くの人が迷惑しています。

不正改造は犯罪です。

○ 不正改造車の使用者 整備命令の発令
○ 不正改造の実施者 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

不正改造車を見かけたら
● 車両のナンバー
● 不正改造の内容
をこちらまで

不正改造車を
排除する運動
ホームページ

国土交通省、不正改造防止推進協議会、後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省、協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

www.tenken-seibi.com

リーフレット

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

⚠️ このような改造は不正改造です。

1 基準適合マフラーの装着/
消音機の取り外し

基準適合マフラーの装着やマフラーの取り外しは、排気騒音の増大、道路騒音の増大、騒音公害の原因となります。

2 灯火類の色の変更
クリアレンズ等不適切な灯火類及び尾灯の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯火の色が定められており、その他の色を使用することは罰則を招く。他の交通を妨害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。

3 タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ機構などに干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。

4 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(貼付状態で可視光透過率70%未満)

運転者及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、視認性が低下し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。

5 基準外ウイングの取り付け

車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を及ぼすおそれがあるため、大変危険です。

6 A.荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設
B.突入阻止装置の増設・取り外し
C.大型後部反射器の取り付け外し

7 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し

あなたの自己満足のために
多くの人が迷惑しています。

不正改造は犯罪です。

○ 不正改造車の使用者 整備命令の発令
○ 不正改造の実施者 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

不正改造車を見かけたら
● 車両のナンバー
● 不正改造の内容
をこちらまで

不正改造車を
排除する運動
ホームページ

国土交通省、不正改造防止推進協議会、後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省、協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

www.tenken-seibi.com

別添2

不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口（不正改造車・黒煙110番）

九州運輸局自動車技術安全部整備課 TEL: 092-472-2537

福岡運輸支局検査・整備・保安部門 TEL: 092-673-1195（音声ガイダンス:「2」）

佐賀運輸支局検査・整備・保安部門 TEL: 0952-30-7274（音声ガイダンス:「4」）

長崎運輸支局検査・整備・保安部門 TEL: 095-839-4749（音声ガイダンス:「3」）

熊本運輸支局検査・整備・保安部門 TEL: 096-369-3130（音声ガイダンス:「2」）

大分運輸支局検査・整備・保安部門 TEL: 097-558-2577（音声ガイダンス:「2」）

宮崎運輸支局検査・整備・保安部門 TEL: 0985-51-3958（音声ガイダンス:「3→1」）

鹿児島運輸支局検査・整備・保安部門 TEL: 099-261-9194（音声ガイダンス:「2」）